報告書及び文書受領

六月十一日内閣から、障害者基本法第十一条の規定に基づく「平成二十一年度障害者施策の概況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十一年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成二十二年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

また、同日内閣から、犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「平成二十一年度犯罪被害者等施策」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、自殺対策基本法第十条の規定に基づく「平成二十一年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく平成二十一年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく平成二十一年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。

また、同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「平成二十一年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく平成二十一年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。

また、同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。

また、同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十一年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十二年度食料・農業・農村施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成二十一年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

また、同日内閣から、土地基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十一年度土地に関する動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十二年度土地に関する基本的施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十一年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十二年度観光施策」についての文書を受領した。

また、同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成二十一年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

人事異動

内閣

国務大臣秘書官　石川　顕

願に依り本官を免ずる（五月二十八日）

○防衛大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

防衛大臣北澤俊美海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月四日）

○防衛大臣臨時代理解職

国務大臣　平野　博文

防衛大臣北澤俊美帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（六月六日）

吉村美夏子

判事兼簡易裁判所判事に任命する（六月七日）

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）　川端　達夫

科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく第十一回合同高級委員会日本政府側議長たる日本政府代表を命ずる

期間は平成二十二年六月二十六日までとする

（鹿児島地方裁判所判事兼鹿児島家庭裁判所判事）判事　木口　信之

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事・立川簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　柴田　寛之

兼官を免ずる（以上六月十一日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　原　雅彦

関税局長兼税関研修所長大藤俊行外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（六月十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月十二日フィリピン国の独立記念日につき、同月十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、六月十二日ロシア国の国祭日につき、同月十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

平成22年航空工場検査員国家試験および平成21年航空工場検査員国家試験追試験

航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第39条の規定に基づき、平成22年航空工場検査員国家試験および平成21年航空工場検査員国家試験追試験を行う場所、日時、受験願書の提出期限及びその他国家試験に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成22年6月15日

経済産業大臣　直嶋　正行

1　試験の日時　平成22年10月7日又は10月8日のうち指定する日。

なお、指定の日時は、受験願書を提出した者に対し通知する。

2　試験の場所（試験地）

東京都

3　試験の種類

01　航空機国家試験

02　航空機用原動機国家試験

03　航空機用プロペラ国家試験

04　回転翼国家試験

05　降着装置国家試験

06　発電機国家試験

07　空気調和装置用機器国家試験

08　飛行指示制御装置国家試験

09　統合表示装置国家試験

10　航法用電子計算機国家試験

11　レーザージャイロ装置国家試験

12　回転翼航空機用トランスミッション国家試験

13　ガスタービン発動機制御装置国家試験

4　受験資格

(1)　平成22年航空工場検査員国家試験　特に限定しない。

(2)　平成21年航空工場検査員国家試験追試験

台風18号の影響により、公共交通機関の遅延・運休等によって、平成21年10月8日(木)に実施された平成21年試験の試験科目を全部または一部受験できなかった者で、平成21年追試験登録手続きを経て受験を認められた者。

5　受験手続

(1)　受験願書の提出先　経済産業省　製造産業局　航空機武器宇宙産業課　〒100－8901　東京都千代田区霞が関1丁目3番1号　電話03－3501－1692（直通）

(2)　受験願書用紙及び受験案内の入手場所　受験願書の提出先において配布。

郵送で入手する場合は、切手140円（2部は200円、3部から4部は240円、5部から8部は390円）を貼り、住所・氏名及び希望部数を記載した返信用封筒（角形2号、A4版が入る大きさ）を同封して、請求すること。

なお、請求する封筒の表には「航空工場検査員／願書○部希望」と、裏には請求者の住所・氏名を必ず明記すること。

また、受験案内については、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp/）からダウンロードすることにより入手することもできる。

(3)　提出書類

ア　航空工場検査員国家試験受験願書（所要事項を記入し、本人の写真（申請日6月以内に脱帽して正面から上半身を写した縦45ミリメートル、横35ミリメートルのもの）及び8,000円の収入印紙（受験手数料）を貼付したもの）（平成21年航空工場検査員国家試験追試験においては収入印紙は不要）

イ　航空機製造事業法施行規則第37条第1号から第4号までの各号の一つに掲げるものであって、当該各号に掲げる試験科目について免除の申請をするものは、同規則第38条に規定する書面

ウ　平成21年航空工場検査員国家試験追試験においては平成21年航空工場検査員国家試験追試験登録証